質問に際しての留意事項

１　事前に、関係法令や通知、インターネットなどで確認し、事業所・施設内で質問の意図及び見解について検討の上質問されるようお願いします。

２　質問に関する内容確認のため、さらに状況説明を求める場合があります。

担当者が不在でも説明ができるよう、事業所・施設内で質問に関する情報の共有をお願いします。

３　回答にあたっては、質問内容によって内部での検討や県、国などへの照会などにより時間を要する場合もありますので、予めご了承願います。

４　回答の際に追加の質問をいただいても即答しかねますので、ご了承ください。

５　質問票を提出する際は、事業所・施設内で見解した際に参考とした法令や通知、ホームページなどがある場合は、記載又は別途資料として添付してください。

　　なお、個人情報が含まれる場合は、お手数ですが郵送又は直接窓口に提出してください。

６　いただいた質問の中で、同様の質問が多いものについては、集団指導で使用する資料や市ホームページ等に掲載する場合があります。（掲載の際は事業所・施設名等は公開しません。）

７　当市が回答した内容については、事業所・施設内で情報共有をし、再度同様の質問をすることがないようにお願いします。